

守ります！税の公平

納期内納税にご協力を

今年の自動車税・軽自動車税の納付はお済みでしょうか。まだ納税が済んでいない方は、県税事務所（自動車税）・市役所（軽自動車税）、またはお近くの金融機関で、できるだけ早い納付をお願いします。

納期を過ぎても納付されないことを税の滞納といいます。

与・生命保険・自動車タイヤロックなど）

税金を滞納した場合、本税額のほかに督促手数料や延滞金を納付することになったり、滞納処分の対象となったりします。滞納処分は次の手順で行われます。

所有財産の調査・把握のため、金融機関に預貯金の残高を照会したり、勤務先へ給与額を照会

◎納期限までに自動車税・軽自動車税を納税されない方

◎督促状や催告状の送付
(本税+督促手数料+延滞金)

◎滞納処分(差し押さえ)

税負担の公平性を保つため滞納処分を行います。

具体的には、納税義務者の所有する財産を差し押さえることとなります。(預貯金・給



自動車のタイヤロックを使用した差し押さえ例

◆問い合わせ先◆

◎自動車税については
土浦県税事務所 収税第1・2課
☎029-822-7208
◎軽自動車その他市税については
伊奈庁舎税務課 収納対策室
☎58-2111
(内線1141~1144)

したりすることがあります。市税の納付は定められた納期限内までに、納税者の皆さまに自主的に行ってもらうことが原則で、すべての税に共通した税本来の姿です。納税が遅れると計画どおりの行政サービスが実施できないうえ、滞納整理のための費用も必要となります。なお、自動車税・軽自動車税以外で納期限を過ぎている市税は、次のとおりです。

- 固定資産税 第1・2期
- 国民健康保険税 第1期
- 市県民税 第1期

これらの市税についても、納付が滞っていると差し押さえの対象となります。事情があつて納付が困難な方は、お早めに市税務課収納対策室までご相談ください。

エコドライブセミナーの受講者募集

茨城県および「いばらきエコドライブ推進協議会」では、地球温暖化防止や大気汚染防止につながり、燃料代の節約にもなる「エコドライブ」の普及に取り組んでいます。その一



環として、エコドライブの運転術を習得する無料セミナーを開催します。ぜひこの機会にご参加ください。

■募集人員 各日とも36人
(申込多数の場合は抽選)

■料金 無料

申問 いばらきエコドライブ推進協議会事務局(県地球温暖化防止活動推進センター)

☎029-248-7431

都市計画法の開発許可を受けて工事を行う皆さまへ
都市計画法第29条の規定に基づく開発許可を受けた方は、工事が完了したときに知事に完了届を提出し、完了検査を受ける必要があります。検査済証の交付を受けていないと、将来増改築、用途の変更等の際に支障が生じることがありますので、必ず完了検査を受けてください。

問 茨城県県南県民センター建築指導課
☎029-822-8519